第39回
定時株主総会
招集ご通知

平成30年６月27日（水曜日）午前10時

オークスカナルパークホテル富山 ２階
富山県富山市牛島町11番１号

議 案

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　剰余金処分の件
第３号議案　取締役７名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

目 次

第39回定時株主総会招集ご通知 …… 1
事業報告 …… 2
計算書類 …… 17
監査報告 …… 25
株主総会参考書類 …… 28

株式会社アイドママーケティングコミュニケーション
証券コード　9466

（証券コード 9466）
平成30年６月11日

株　主　各　位

富山県富山市豊田町一丁目３番31号
株式会社アイドママーケティングコミュニケーション
代表取締役　蛯　　谷　　貴

第39回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第39回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月26日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　　平成30年６月27日（水曜日）午前10時
２．場　　所　　富山県富山市牛島町11番１号
　　オークスカナルパークホテル富山　２階
　　（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
　　報告事項　　第39期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）
　　事業報告及び計算書類報告の件
　　決議事項
　　第１号議案　定款一部変更の件
　　第２号議案　剰余金処分の件
　　第３号議案　取締役７名選任の件
　　第４号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.e-aidma.co.jp）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．会社の現況

⑴　事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に緩やかな回復基調になったものの、賃金の伸び悩みや節約志向の高まりから個人消費に力強さはみられず、また、欧米の情勢変化や為替の変動などがあり、景気の先行きについては不透明な状況となっております。当社の属する流通小売業界では、ECを含めた異業種間の競争や、消費者行動のデジタル化など当社を取り巻く環境は変化がみられました。

このような状況の中、当社は、流通小売業におけるクライアントからのニーズにより一層応えるため、スーパーマーケット及び食品メーカー等を対象とする独自のマーケティングデータ分析支援システムを用いて、POSデータ、気象データ、商圏シェアデータ、独自調査のトレンドデータといった複合的なデータ分析を行うことで消費者に対する広告の訴求力、消費者の目線に立ったセールスプロモーションの品質強化に注力いたしました。

既存サービスに関して、平成29年４月には、国内18カ所目となる盛岡支局を開設し新規クライアントへの販売促進支援サービスを開始いたしました。今後も新規クライアントの開拓を一層進めることでさらなる事業の成長に努めてまいります。

また、当社では流通小売領域における知見を活かした各種メーカー等と消費者とをつなぐ新たなダイレクトマーケティングサービスの提供へ向けて、平成29年３月よりダイレクトマーケティング支援アプリ「CASH BACK」のテストマーケティングを実施してまいりました。本サービスは、商品・ブランドの認知、販売促進や継続購入等のインセンティブ機能を有するメディアサービスであります。

テストマーケティングの結果、システムや運用方法等の検証が終わり、本メディアサービスへのニーズを把握できたことから、平成29年８月より全国展開を開始し、平成30年１月には「CASH BACK」アプリをリニューアルいたしました。

当社では、今後も積極的にデジタル販促の手法を取り入れていくことで、各種メーカー向けの販促支援サービスやマーケティング機能強化に注力していく予定であります。

以上の結果、当事業年度の売上高は8,615,800千円（前事業年度比13.7％増）、営業利益は918,263千円（前事業年度比9.5％増）、経常利益は921,477千円（前事業年度比12.0％増）、当期純利益は628,231千円（前事業年度比11.3％増）となりました。

⑵ 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は、62,053千円であります。

その主なものは、生産性の向上及び省力化を目的としたPC機器等の取得やソフトウエアに係る投資であります。

⑶ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑷ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑸ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑹ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑺ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

⑻ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第 36 期 (平成27年３月期)	第 37 期 (平成28年３月期)	第 38 期 (平成29年３月期)	第 39 期 (当事業年度) (平成30年３月期)
売上高 (千円)	6,574,184	7,175,710	7,574,472	8,615,800
経常利益 (千円)	483,364	735,907	822,499	921,477
当期純利益 (千円)	235,646	488,253	564,447	628,231
１株当たり当期純利益 (円)	19.44	40.10	41.75	46.47
総資産 (千円)	2,567,718	3,990,381	4,399,785	5,246,490
純資産 (千円)	1,146,035	2,564,573	3,023,248	3,463,525

(注) １．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

２．当社は、平成27年11月19日付で普通株式１株につき100株の割合で、平成28年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っておりますが、第36期の期首に当該分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益金額を算定しております。

⑼ 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑽ 対処すべき課題

当社が今後さらなる成長と発展を遂げるためには、より有効かつ一貫したソリューションをより幅広い層のクライアントに提供していく必要があり、その実現のために以下の経営課題に取り組んでまいります。

①自社サービスの強化

当社が提供している流通小売業に対する販売促進支援サービスを強化するためには、クライアントの売上、利幅の改善や効率化に役立つサービスの提供をする必要があります。

このため、流通小売業に対する販売促進支援サービスについて、マーケティングチームの拡充やインターネット技術等を活用したマーケティング分析をより一層強化することにより、当社サービスのさらなる強化を図ってまいります。

②新サービス等への投資

当社がさらなる事業拡大を図るためには、既存サービスとシナジー効果のある営業領域等へ進出することが必要であると考えております。このため、コストベネフィットを意識したうえで、新サービス等への投資活動を積極的に展開してまいります。

③優秀な人材の確保と育成

当社のさらなる成長のためには、優秀な人材の確保及び育成が不可欠であると認識しております。人材の多様性を重視したうえで、新卒・中途採用の強化を行い、継続的な人材の育成を図ってまいります。

④内部管理体制の強化

当社は、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めていくためには、内部管理体制の維持・強化が必要であると考えております。社内規程や業務マニュアルの整備、定期的な社内教育の実施等を通じて業務の標準化と業務効率の向上、並びに法令遵守の徹底を図るとともに、内部監査の実施等により内部管理体制の実効性を確保してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

⑾ **主要な事業内容**（平成30年３月31日現在）

当社は、食品スーパーマーケットをはじめとする流通小売業への販売促進に関わる企画・提案・デザイン・販促物の制作までをトータルでサポートするサービス（以下「統合型販促支援事業」といいます。）を主たる事業内容としております。

統合型販促支援事業は、当社がクライアントの要請に応じてデータ分析やリサーチに基づくマーケティング戦略と具体的なプロモーション企画を提供し、折込広告やウェブサイト、スマートフォンサービスなど制作物のデザイン・制作支援までをワンストップで行うサービスを主な業務としております。

⑿ **主要な事業所**（平成30年３月31日現在）

区　　分	場　　所
本　　社	富山県富山市豊田町一丁目３番31号
営業所 支　局	東京都港区、東京都台東区、弘前市、岩手県紫波郡矢巾町、会津若松市、宇都宮市、昭島市、取手市、長野市、多治見市、名古屋市、金沢市、掛川市、高松市、福岡市、鹿児島市、那覇市

⒀ **使用人の状況**（平成30年３月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
190名	10名増	35.1歳	6.9年

（注）１．平均年齢、平均勤続年数は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
２．上記従業員は、パートタイマー（69名）を含んでおりません。

⒁ **主要な借入先の状況**（平成30年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社北陸銀行	30,028千円
株式会社三井住友銀行	18,850千円
合　　計	48,878千円

⒂ **その他会社の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（平成30年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　48,480,000株

⑵ **発行済株式の総数**　13,520,000株（普通株式のみ）

⑶ **株主数**　2,811名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
㈱シュリンプバレー	5,449,200株	40.30%
蛯谷　貴	2,851,800	21.09
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	951,600	7.04
日本トラスティ・サービス信託銀行㈱（信託口）	593,700	4.39
野村信託銀行㈱（投信口）	293,400	2.17
木元 千尋	143,000	1.06
アイドマ社員持株会	135,600	1.00
桑原 由治	122,800	0.91
㈱バローホールディングス	121,200	0.90
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS−MARGIN（CASHPB）（常任代理人 野村證券㈱）	96,000	0.71

⑸ **その他株式に関する重要な事項**

該当事項はありません。

3．新株予約権等の状況（平成30年３月31日現在）

（1）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成29年７月18日開催の取締役会において、時価発行新株予約権信託の受託者である木林實氏に対し、以下のとおり新株予約権を発行することを決議し、平成29年８月３日に付与いたしました。

新株予約権の数	5,000個
新株予約権と引換えに払い込む金銭	7,500,000円（新株予約権１個当たり1,500円）
新株予約権の目的である株式の種類及び数	普通株式500,000株（新株予約権１個につき100株）
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	１株当たり732円
新株予約権を行使することができる期間	平成31年７月１日から平成34年８月２日まで
増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
譲渡による新株予約権の取得の制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件	①本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」といいます。)は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」といいます。）のみが本新株予約権を行使できることとする。 ②受益者は、平成31年３月期または平成32年３月期の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合は、連結損益計算書とする。以下同じ。）における経常利益が、下記（a）または（b）に掲げる各金額を超過した場合、各受益者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数（以下、「行使可能割合」といいます。）を限度として、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、当該指標に相当する指標で別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算の結果、行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた数とする。 （a）平成31年３月期の経常利益が1,000百万円を超過した場合 行使可能割合: 50% （b）平成32年３月期の経常利益が1,200百万円を超過した場合 行使可能割合: 100% ③受益者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ④受益者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑥各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。
新株予約権の割当日	平成29年８月３日

4．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（平成30年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	蛯谷　貴	大連愛都碼科技有限公司　董事長 株式会社シュリンプバレー　代表取締役
専務取締役	桑原由治	第２営業部長　兼　第２営業統括担当 大連愛都碼科技有限公司　董事
常務取締役	水野孝治	第１営業部長　兼　営業統括長・第１営業・新規営業・東京営業本部・ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ統括担当
常務取締役	中川強	経営管理部長　兼　経営管理担当 大連愛都碼科技有限公司　董事
取締役	今井俊一	制作部長　兼　制作担当
取締役	五十嵐博明	株式会社サプラ　代表取締役社長 日本海ガス株式会社　取締役 日本海ガス絆ホールディングス株式会社　取締役
取締役	長富一勲	長富一勲公認会計士事務所　所長
常勤監査役	川田昭雄	－
監査役	木村正明	木村正明税理士事務所　所長 株式会社木村経営会計事務所　代表取締役
監査役	林衛	ほくほく債権回収株式会社　取締役

（注）１．取締役五十嵐博明氏及び長富一勲氏は、社外取締役であります。
２．取締役五十嵐博明氏は、日本海ガス株式会社並びに株式会社サプラでの経営に携わっており、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
３．取締役長富一勲氏は、公認会計士として豊富な経験と幅広い見識を有しております。
４．常勤監査役川田昭雄氏、監査役木村正明氏、監査役林衛氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

5．常勤監査役川田昭雄氏は、株式会社富山銀行の専務取締役、監査役を歴任するなど企業経営に直接関与した経験のほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6．監査役木村正明氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7．監査役林衛氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
8．当社は、取締役五十嵐博明氏、取締役長富一勲氏、監査役川田昭雄氏、監査役木村正明氏及び監査役林衛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報　酬　等　の　額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (2)	102,076千円 (4,200)
監査役 （うち社外監査役）	3 (3)	9,600 (9,600)
合計 （うち社外役員）	10 (5)	111,676 (13,800)

（注）1．記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2．取締役の報酬限度額は、平成27年６月25日開催の第36回定時株主総会において、年額500,000千円以内と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成27年６月25日開催の第36回定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

⑶ 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	社外役員の氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取締役	五十嵐　博明	㈱サプラ　代表取締役社長 日本海ガス㈱　取締役 日本海ガス絆ホールディングス㈱　取締役	重要な取引その他の関係はありません。
取締役	長富一勲	長富一勲公認会計士事務所　所長	重要な取引その他の関係はありません。
監査役	川田昭雄	－	－
監査役	木村正明	木村正明税理士事務所　所長 ㈱木村経営会計事務所　代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。
監査役	林　衛	ほくほく債権回収㈱　取締役	重要な取引その他の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

社外役員の氏名	地位	出席回数 取締役会(上段) 監査役会(下段)	主な発言の状況
五十嵐　博明	社外取締役	18回/18回 －回/－回	企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
長富一勲	社外取締役	14回/14回 －回/－回	公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、経営全般の観点から適宜発言を行っております。
川田昭雄	社外監査役	18回/18回 13回/13回	長年にわたる銀行経営者としての豊富な経験と見識に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。
木村正明	社外監査役	18回/18回 13回/13回	税理士としての豊富な経験と見識に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。
林　衛	社外監査役	18回/18回 13回/13回	弁護士としての豊富な経験と見識に基づき、決議事項・報告事項全般について必要に応じて助言・提言を行っております。

③責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

5．会計監査人の状況

⑴ 名称　　ＰｗＣあらた有限責任監査法人

⑵ 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
２．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人及び社内関係部署からの必要な資料の入手や報告を通じて、監査項目別監査時間及び監査内容等を確認し、報酬の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。

⑶ 非監査業務の内容

公認会計士法第２条第１項以外の業務である内部統制に関するアドバイザリー業務であります。

⑷ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人が監査業務を適切に遂行できないと判断されるとき、その他その必要があると判断されるとき、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

⑸ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制についての決議内容の概要

当社は、「私たちは、国際社会の中で社員一人一人の自己の成長と企業の安定、発展をはかり感謝と誠意をもって顧客へサービスを提供し社会に貢献しつづける。」という経営理念のもと、企業が永続的に発展するためには、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものであると考えております。

このため、株主をはじめ、取引先、従業員、地域社会といった各ステークホルダーから当社に対して継続的な信頼を得ることが重要であると認識しており、当該認識のもと、当社全体の内部統制及びリスク管理を徹底することにより、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実に努めることを基本方針としております。

当該基本方針に基づいた取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決議内容は、以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（イ）　「コンプライアンス規程」を制定するとともに、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進及び維持向上を図る。

（ロ）　取締役及び使用人は、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、会社に対する社会からの期待に適う、公平かつ公正な業務遂行に努める。

（ハ）　取締役及び使用人は、コンプライアンスに違反する行為やコンプライアンスに違反する事態を招くおそれを認識した場合には、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会へ速やかに通報する。

（ニ）　コンプライアンスに関する相談または不正行為等については、匿名で相談・申告できる内部通報制度を設けることにより、実効性を高める。

（ホ）　法令遵守体制の監視及び業務執行の適切性の確保を目的として、代表取締役直轄の組織である内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づいて内部監査を実施する。

（ヘ）　財務報告に係る信頼性の確保を目的として、法令等に従い財務報告に係る内部統制の運用等を行う体制を整備する。

（ト）　市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力の排除は、会社に課された重要な社会的責任としての取り組みであると認識し、不当要求等を受けた場合は、警察等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針とし、反社会的勢力と関わりを持たないよう、「反社会的勢力排除に関する規程」を定め、役職員に周知徹底する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（イ）　取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び「文書管理規程」等に基づき、適切に保存及び管理を行う。

（ロ） 取締役及び監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（イ） 役職員は、業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、会社にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避、軽減及び移転その他必要な措置を事前に講じる。
（ロ） 事業活動に係るリスク管理体制の基本方針や体制を定めた「リスクマネジメント規程」に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制の構築、運用を行う。
（ハ） 「リスクマネジメント規程」に基づき、被害の拡大の防止と十分な対策・広報体制の整備を図る。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（イ） 「取締役会規程」に基づき、毎月取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより、重要事項及び法定事項について適宜かつ適切に意思決定を行う。
（ロ） 業務執行については、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」その他の関連規程に基づき、役職員の職務分担、権限を明確化し、業務の組織的かつ効率的な運営を図る。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制
（イ） 「関係会社管理規程」を定め、当社グループ各社の業務の執行にあたっては、経営成績及び営業活動並びにリスク管理等の報告体制について明確に定め、当社グループにおける業務の適正な運用を確保する。
（ロ） 「関係会社管理規程」に基づき、「コンプライアンス規程」、「リスクマネジメント規程」を子会社に適用することで、当社グループのリスク管理及びコンプライアンス体制の整備を図る。
（ハ） 当社グループのガバナンスに関して、当社の役職者が当社グループ会社の取締役または監査役に就任し、当社グループの業務の適正性を監視し、営業活動の効率化を図る。
（ニ） 内部監査室は、当社グループに対し内部監査を行い、業務の適正性を検証し、その結果を代表取締役に報告する。

⑥監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
（イ） 監査役からの求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、職務を補助すべき使用人を置く。
（ロ） 監査役より職務の補助の要請を受けた使用人への指揮権は、監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けない。
（ハ） 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得る。

⑦取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

（イ） 監査役は、取締役会及びその他の重要な社内会議へ出席し、意見を述べるとともに、会社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について、報告を受けることができる。

（ロ） 役職員は、重大な損失を及ぼすおそれのある事項、違法または不正行為を認知したときには、速やかに監査役に報告する。

（ハ） 監査役への報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（イ） 監査役は、会計監査人及び内部監査室と意見交換や情報交換を行い、緊密な連携を保ちながら、必要に応じて調査及び報告を求めることができる。

（ロ） 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換や情報交換を行い、相互認識と信頼関係を確保する。

（ハ） 監査役がその職務の執行のために必要と認められる費用の前払い等の請求をしたときは、所定の手続きのうえ会社が負担する。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前項(1)に記載の業務の適正を確保するための体制の施策及び規程等に従って、具体的な取り組みを行うとともに、業務の適正を確保するための体制の運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時実施しております。

経営管理部において、コンプライアンスへの理解を深め健全な職務執行を行う環境を維持・向上するために、コンプライアンス、情報セキュリティ、インサイダー取引防止及び財務報告に関する教育を実施しております。

内部監査室は、社内各部署及び当社グループが法令、定款、社内規程等に従い適正な企業活動を行っているか、また、業務フローにおいて適切な統制が図られているかを書類の閲覧、質問及び実地調査により確認しております。また、内部監査室は、適宜複数の部署及び当社グループに対して内部監査を実施し、内部監査報告書を作成し、当社代表取締役宛に報告を行っております。

7．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

8．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しております。今後の配当政策につきましては、健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主に対する利益還元の実施を基本方針としております。内部留保資金につきましては、経営体質の強化と事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年１回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

貸借対照表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**4,169,774**	**流動負債**	**1,740,563**
現金及び預金	3,029,877	支払手形	758,037
受取手形	7,838	買掛金	545,506
売掛金	998,545	１年内返済予定の長期借入金	29,417
有価証券	30,000	リース債務	13,519
仕掛品	26,468	未払金	74,671
原材料	3,947	未払費用	47,135
前渡金	26,179	未払法人税等	170,759
繰延税金資産	25,054	賞与引当金	10,530
その他	21,862	その他	90,986
固定資産	**1,076,715**	**固定負債**	**42,401**
有形固定資産	**551,494**	長期借入金	19,461
建物	205,472	リース債務	14,785
構築物	19,227	その他	8,154
車両運搬具	1,611	**負債合計**	**1,782,965**
器具及び備品	55,774	（純資産の部）	
リース資産	23,722	**株主資本**	**3,429,271**
土地	245,687	**資本金**	**513,680**
無形固定資産	**61,051**	**資本剰余金**	**463,680**
ソフトウエア	57,659	資本準備金	463,680
リース資産	2,486	**利益剰余金**	**2,451,911**
その他	906	利益準備金	12,500
投資その他の資産	**464,169**	その他利益剰余金	2,439,411
投資有価証券	375,856	繰越利益剰余金	2,439,411
関係会社出資金	3,762	**評価・換算差額等**	**26,753**
敷金	33,041	**その他有価証券評価差額金**	**26,753**
繰延税金資産	1,503	**新株予約権**	**7,500**
その他	50,006	**純資産合計**	**3,463,525**
資産合計	**5,246,490**	**負債純資産合計**	**5,246,490**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		8,615,800
売上原価		6,618,439
売上総利益		1,997,360
販売費及び一般管理費		1,079,096
営業利益		918,263
営業外収益		
受取利息	726	
受取配当金	2,677	
その他	463	3,868
営業外費用		
支払利息	509	
為替差損	145	654
経常利益		921,477
特別損失		
減損損失	18,180	18,180
税引前当期純利益		903,297
法人税、住民税及び事業税	282,229	
法人税等調整額	△7,164	275,065
当期純利益		628,231

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	513,680	463,680	463,680	12,500	2,013,979	2,026,479	3,003,839
当期変動額							
剰余金の配当					△202,800	△202,800	△202,800
当期純利益					628,231	628,231	628,231
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	－	425,431	425,431	425,431
当期末残高	513,680	463,680	463,680	12,500	2,439,411	2,451,911	3,429,271

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	19,408	19,408	－	3,023,248
当期変動額				
剰余金の配当				△202,800
当期純利益				628,231
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,345	7,345	7,500	14,845
当期変動額合計	7,345	7,345	7,500	440,277
当期末残高	26,753	26,753	7,500	3,463,525

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴　有価証券の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的の債券　　原価法

②　関係会社出資金　　移動平均法による原価法

③　その他有価証券

市場価格のあるもの　　期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの　　移動平均法による原価法
なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

⑵　棚卸資産の評価基準及び評価方法

①　原材料　　移動平均法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

②　仕掛品　　個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

2．固定資産の減価償却の方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10年～42年
構築物	10年～20年
車両運搬具	6 年
器具及び備品	3 年～15年

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

⑶　リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3．引当金の計上基準

⑴ 賞与引当金　　従業員賞与の当期負担額として、支給見込額を計上しております。

4．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

⑴ 消費税等の会計処理　　税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

該当事項はありません。

2．有形固定資産の減価償却累計額　　280,677 千円

3．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債務　　483 千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高　　33,365 千円

営業取引以外の取引高　　－ 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1．当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　13,520,000　株

2．当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

3．剰余金の配当に関する事項

⑴　配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月28日定時株主総会	普通株式	202,800	15円00銭	平成29年3月31日	平成29年6月29日

⑵　基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成30年6月27日開催の第39回定時株主総会において議案として付議する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成30年6月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	229,840	17円00銭	平成30年3月31日	平成30年6月28日

4．当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っています。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、長期借入金については、原則として固定金利契約とすることにより、金利変動リスクに対処しております。

2．金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 現金及び預金	3,029,877	3,029,877	－
⑵ 受取手形	7,838	7,838	－
⑶ 売掛金	998,545	998,545	－
⑷ 有価証券	30,000	30,063	63
⑸ 投資有価証券			
その他有価証券	249,719	249,719	－
資産計	4,315,980	4,316,043	63
⑴ 支払手形	758,037	758,037	－
⑵ 買掛金	545,506	545,506	－
⑶ １年内返済予定の長期借入金	29,417	29,665	248
⑷ 未払金	74,671	74,671	－
⑸ 未払費用	47,135	47,135	－
⑹ 未払法人税等	170,759	170,759	－
⑺ 長期借入金	19,461	19,493	32
負債計	1,644,988	1,645,269	280

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

⑴現金及び預金、⑵受取手形、⑶売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑷有価証券、⑸投資有価証券

これらの時価について、取引所の価格によっております。

負債

⑴支払手形、⑵買掛金、⑷未払金、⑸未払費用、⑹未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶1年内返済予定の長期借入金、⑺長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される当該借入の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資（貸借対照表計上額126,136千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑸ 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。また、関係会社出資金（貸借対照表計上額3,762千円）については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3）敷金（貸借対照表計上額33,041千円）は、市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的な将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

税効果会計に関する注記

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税等、未払費用、関係会社出資金、ソフトウエアであり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金であります。

関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	大連愛都碼科技有限公司	所有直接100.00%	役員の兼任	業務委託（注）	33,365	未払金	483
				業務委託に係る前渡（注）	－	前渡金	26,179

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）業務委託に係る取引については、市場価格等を勘案し、大連愛都碼科技有限公司より提示された金額を基礎として、毎期交渉の上、決定しております。

1株当たり情報に関する注記

1．1株当たりの純資産額　255円62銭

2．1株当たりの当期純利益　46円47銭

（注）本個別注記表中の記載金額は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月21日

株式会社アイドママーケティングコミュニケーション

取締役会　御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　仲　澤　孝　宏　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　沢　直　靖　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アイドママーケティングコミュニケーションの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第39期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ＰｗＣあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月25日

株式会社アイドママーケティングコミュニケーション　監査役会

常勤監査役　川　田　昭　雄　㊞

監　査　役　木　村　正　明　㊞

監　査　役　林　　　衛　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 当社の今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、当社定款第２条（目的）に事業目的を追加するものであります。

(2) 併せて、従来、同定款第２条内において使用していた「及び」という文言を、同定款の他の条文に合わせて「および」に、また、同定款第２条内において使用していた「付帯」を「附帯」に、統一するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（目　的） 第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 新聞、雑誌、放送、屋内屋外広告の企画及び制作ならびに斡旋代理 2. （条文省略） 3. 宣伝、広告に関する資料収集及び情報の提供ならびに機関紙の発行 4. 一般印刷物及び広告印刷物の企画ならびに制作 5. ～13. （条文省略） 14. インターネットを利用した各種情報サービスの提供、ネットワークの企画、構築及び運営 15. ～16. （条文省略） 【　新　設　】 【　新　設　】 【　新　設　】	（目　的） 第2条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 新聞、雑誌、放送、屋内屋外広告の企画および制作ならびに斡旋代理 2. （現行どおり） 3. 宣伝、広告に関する資料収集および情報の提供ならびに機関紙の発行 4. 一般印刷物および広告印刷物の企画ならびに制作 5. ～13. （現行どおり） 14. インターネットを利用した各種情報サービスの提供、ネットワークの企画、構築および運営 15. ～16. （現行どおり） 17. 有価証券の取得、保有および運用 18. 各種事業への投資およびその養成 19. 無形財産権（著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等）の取得、使用許諾、売買および管理

現行定款	変更案
【　新　設　】	20. 電子商取引および電子決済システムの企画、開発、設計、販売、賃貸、運用ならびにこれらの代理業
【　新　設　】	21. 電子マネーその他の電子的価値情報および前払式支払手段の発行、販売および管理、電子決済システムの提供ならびに資金移動業
17. 上記各号に付帯または関連するコンサルティング	22. 上記各号に附帯または関連するコンサルティング
18. 前各号に附帯する一切の業務	23. 前各号に附帯する一切の業務

第２号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、健全な財務体質の維持及び将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、利益配当による株主の皆様への利益還元を実施していくことを基本方針としております。

第39期の期末配当につきましては、以下のとおり、当社の配当方針に基づき当期の業績等を勘案したうえで、１株につき17円とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金17円（普通配当17円）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、229,840,000円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年６月28日といたしたいと存じます。

第３号議案　取締役７名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役７名（うち社外取締役２名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	蛯谷 貴（えびたに たかし） （昭和28年４月１日）	昭和52年４月　アイドマ創業 昭和54年４月　株式会社アイドマ（現 当社）設立 代表取締役（現任） 平成18年１月　大連愛都碼科技有限公司董事長（現任） 平成21年３月　株式会社シュリンプバレー代表取締役（現任） （重要な兼職の状況） 大連愛都碼科技有限公司　董事長 株式会社シュリンプバレー　代表取締役	2,851,800株
2	桑原 由治（くわはら よしはる） （昭和28年５月３日）	昭和57年５月　当社入社 昭和63年６月　当社取締役 平成12年４月　当社専務取締役（現任） 平成18年１月　大連愛都碼科技有限公司董事（現任） （担当） 第２営業部長　兼　第２営業統括担当 （重要な兼職の状況） 大連愛都碼科技有限公司　董事	122,800株
3	水野 孝治（みずの たかはる） （昭和42年６月１日）	平成３年４月　株式会社ダイエー入社 平成10年７月　当社入社 平成19年６月　当社取締役 平成22年11月　当社常務取締役（現任） （担当） 第１営業部長　兼　営業統括長・第１営業・新規営業・東京営業本部・ﾏｰｹﾃｨﾝｸﾞ統括担当	40,500株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
4	なかがわ つよし 中川 強 (昭和47年7月7日)	平成５年４月　木林会計事務所入所 平成11年11月　当社入社 平成18年１月　大連愛都碼科技有限公司董事（現任） 平成21年６月　当社取締役 平成29年３月　当社常務取締役（現任） （担当） 経営管理部長　兼　経営管理担当 （重要な兼職の状況） 大連愛都碼科技有限公司　董事	42,200株
5	いまいしゅんいち 今井俊一 (昭和30年３月30日)	昭和54年５月　株式会社山田写真製版所入社 平成８年６月　当社入社 平成27年６月　当社取締役（現任） （担当） 制作部長　兼　制作担当	7,800株
6	いがらしひろあき 五十嵐博明 (昭和29年２月17日)	昭和47年４月　日本海ガス株式会社入社 平成21年３月　同社常務取締役エネルギーソリューション本部長 平成24年３月　同社専務取締役エネルギーソリューション本部長 平成26年３月　同社取締役（現任） 平成26年３月　株式会社サプラ代表取締役社長（現任） 平成27年６月　当社社外取締役（現任） 平成30年１月　日本海ガス絆ホールディングス株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社サプラ　代表取締役社長 日本海ガス株式会社　取締役 日本海ガス絆ホールディングス株式会社　取締役	2,200株
7	ながとみかずのり 長富一勲 (昭和53年４月３日)	平成17年12月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 平成21年９月　公認会計士登録 平成23年４月　株式会社AGSコンサルティング入社 平成26年７月　長富一勲公認会計士事務所開設（現任） 平成29年６月　当社社外取締役（現任）	1,800株

（注）１．各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
２．取締役候補者蛯谷貴氏は、当社の大株主であり親会社等に当たります。また、当社の大株主である株式会社シュリンプバレーは、同氏の子会社等に該当します。同氏の子会社等における地位および担当は、上記表中の「略歴、当社における地位及び担当」に含めて記載しております。
３．⑴　蛯谷貴氏を取締役候補者とした理由は、当社の創業者として豊富な経営経験と知見を有しており、広範かつ高度な視野からの経営全般に対する助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
⑵　桑原由治氏を取締役候補者とした理由は、当社の営業担当の取締役として豊富な経験を有しており、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通していることから、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
⑶　水野孝治氏を取締役候補者とした理由は、当社の営業担当の取締役として豊富な経験を有しており、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通していることから、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
⑷　中川強氏を取締役候補者とした理由は、当社の経営管理担当の取締役として豊富な経験を有しており、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通していることから、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
⑸　今井俊一氏を取締役候補者とした理由は、当社の制作担当の取締役として豊富な経験を有しており、当社の属する事業分野や提供するサービスに精通していることから、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
４．五十嵐博明氏及び長富一勲氏は、社外取締役候補者であります。
５．五十嵐博明氏を社外取締役候補者とした理由は、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対する監督機能やコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るための有用な助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
６．長富一勲氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営に対する監督機能やコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るための有用な助言が期待でき、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督を行うことに適任であると判断したためであります。
７．五十嵐博明氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって３年、長富一勲氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。
８．当社は、五十嵐博明氏及び長富一勲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
黒田昭久（くろだあきひさ） （昭和36年３月６日）	昭和58年４月　木林会計事務所入所 平成９年１月　同所資産税部長 平成20年４月　同所第１事業部長 平成26年８月　当社入社 平成26年８月　当社内部監査室長（現任）	3,700株

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．黒田昭久氏を補欠監査役候補者とした理由は、会計事務所や当社の内部監査室での経験や専門的な知識を有しており、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るための有用な助言が期待できるとともに、専門的な立場から監査を行えると判断したためであります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：富山県富山市牛島町11番1号　**オークスカナルパークホテル富山 2階**　TEL 076-433-1122

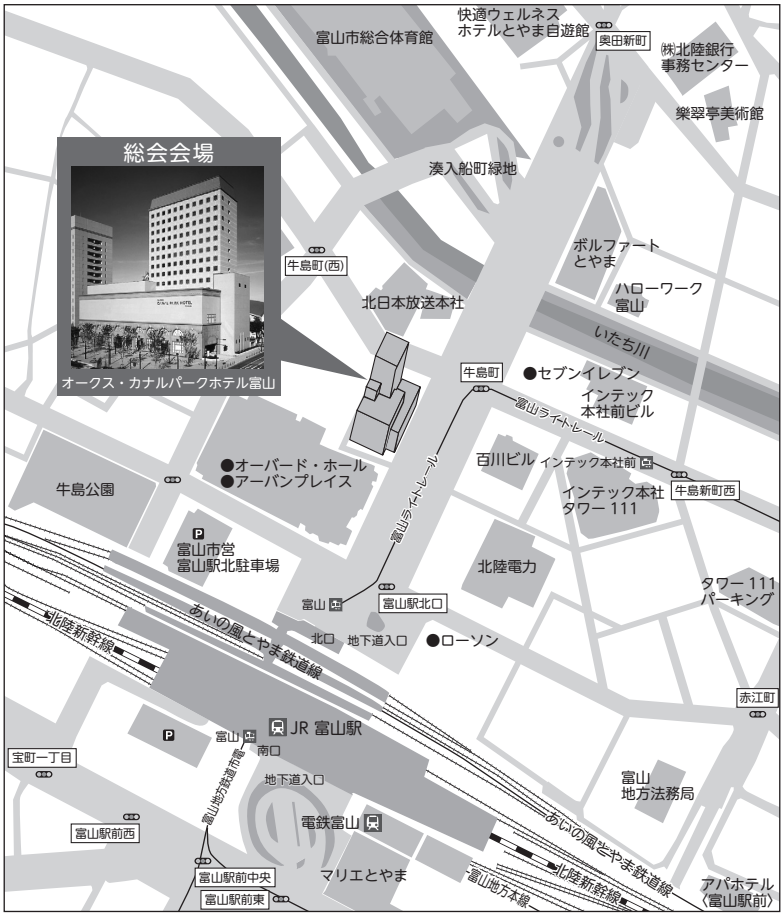

交　通　**富山駅北口より　徒歩約3分**（富山駅南口からは、富山駅北口へ通じる地下道をご利用ください。）

駐車場　**オークスカナルパークホテル富山の地下駐車場**をご利用ください。

※地下駐車場は、車高180㎝以下のお車のみご利用可能です。

上記駐車場が満車の場合、富山市営富山駅北駐車場をご利用いただき、ご利用された際は会場受付にてお申し出ください。

UD FONT　見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。